

薩摩川内市建築基準法第43条第2項第1号認定基準

(趣旨)

第1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第1項の規定により、都市計画区域内における建築物の敷地は、法第42条に規定する道路に2メートル以上接することを原則としている。ただし、法第43条第2項第1号では、その敷地が幅員4メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び交通の安全上必要な建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）に規定する基準に適合するものに限る。）に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障ないと認めるものは例外的に認められる。

本基準では、行政運営における公正の確保を図るために、法第43条第2項第1号及び省令第10条の3第1項第1号の規定に適合するものについて、本市の市街地の形成状況、道路状況、建築物の用途、規模、構造等を勘案して認定基準を定める。

(用語の定義)

第2 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、法に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 道路 法第42条第1項及び第2項に規定する道路をいう。
- 2 有効に接する 敷地が道に幅2メートル以上接することをいう。ただし、鹿児島県建築基準法施行条例（昭和46年鹿児島県条例第33号。）第4章の規定により制限の附加が適用されるものは当該規定による。

(判断基準)

第3 法第43条第2項第1号における交通上、安全上、防火上及び衛生上の判断基準は次の各号に掲げるものとする。

- 1 交通上 自動車、歩行者及び自転車の通行並びに道に面する建築物による発生交通量に対して支障のないもの。
- 2 安全上 火災等の災害時に避難に支障のないもの。
- 3 防火上 消火活動に支障のないもの。
- 4 衛生上 道からの採光、通風及び敷地内の雨水、汚水排水等の処理に支障のないもの。

(認定基準)

第4 法第43条本文により確保されている市街地環境と同等の水準を確保するために、敷地が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認める基準は次の各号に掲げるものとする。

- 1 法第43条第2項第1号「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないもの」
当該建築物の計画に対する道の管理者の承諾があり、通行上の使用について協議が終了し、かつ、下記アからウまでに適合すること。
 - ア 将来とも安定的な利用ができる道であること。
 - イ 敷地が当該道に有効に接すること。
 - ウ 敷地内の雨水・汚水排水等が適切に処理できること。
- 2 省令第10条の3第1項第1号「農道その他これに類する公共の用に供する道」
当該建築物の敷地が接する道が次のアからカまでのいずれかに該当すること。
 - ア 土地改良法(昭和24年法律第195号)による農業用道路 広域農道、農免農道、一般農道、圃場整備農道等
 - イ 港湾法(昭和25年法律第218号)による臨港交通施設の道路 港湾管理道路
 - ウ 漁港法(昭和25年法律第137号)による漁港施設の道路 漁港管理道路
 - エ 河川法(昭和39年法律第167号)による河川管理施設の管理用通路 河川敷管理道路さ
 - オ 海岸法(昭和31年法律第101号)による海岸保全施設の道路 護岸道路
 - カ 森林法(昭和26年法律第249号)による林道 林道、ふるさと林道

附 則

この基準は平成30年9月25日から施行する。